

JR東日本グループと取引関係のある会社で働く人へ

コンプライアンス相談窓口のお知らせ

JR 東日本グループでは公益通報者保護法の趣旨に基づき、コンプライアンス相談窓口を運営しております。

この窓口は、JR 東日本グループで働く人が JR 東日本グループ内で『法令遵守や企業倫理に反する行動や反する恐れのある行為を認識したとき』に相談・通報することができる窓口ですが、JR 東日本グループと取引関係のある会社で働く人が、JR 東日本グループ内で公益通報者保護法第2条第3項に規定する『通報対象事実』を認識したときも、相談・通報することができます。

ご利用の際には下記の『公益通報用紙』に必要事項を記載の上、以下の連絡先までご送付ください。

東日本旅客鉄道株式会社 コンプライアンス相談窓口
〒151-8578 東京都渋谷区代々木2丁目2番2号

また、株式会社錦糸町ステーションビルにも通報窓口を設置しております。以下の連絡先までご連絡ください。

株式会社錦糸町ステーションビル 総務部(公益通報相談窓口)
〒130-8580 東京都墨田区江東橋3丁目14番5号

なお、この窓口を利用したことにより、JR 東日本グループから不利益取扱いを受けることはございません。

J R 東日本グループ公益通報用紙

通報者氏名		所属会社	
JR 東日本グループとの関係	例) JR 東日本総務部との清掃作業委託契約		
調査希望	有・無	報告希望	有・無
報告を希望する場合の連絡先			
通報内容			
処理欄			

※太線内については必須事項です。処理欄には何も記入しないでください。

※記載された個人情報は通報の処理のために連絡します。

※記載された個人情報は調査過程で必要な場合に、関係箇所に提供されることがあります。

※公益通報を行ったことにより J R 東日本グループより不利益な取扱いを受けることはありません。